

不審メールのご注意

Emotetと呼ばれるばらまき型攻撃メールと思われる報告が分会、会員から複数報告されています。特徴としては送信元のメールアドレスが分会事務局や会員事業所など実在するメールアドレスや送信者になっており、また、過去に実際に送付した件名になっているなど※見分けが難しい反面、添付ファイルのZIPファイルのパスワードがそのまま当該メール本文に記載されているという明らかに不自然な特徴があります。

相手がわかっているメールでも、覚えのない内容、パスワードが本文に直書きされているメールのファイルや本文中のリンクは開かずに必ず送信先に確認を取り、削除するようにしてください。

※「労働基準監督署からのお知らせ」など添付ファイルを開いてしまうと、メールアドレスや本文等が搾取され、当該メールを利用した拡散のおそれがあります。開いてしまった場合の注意等は警視庁のサイバーセキュリティ対策本部のホームページなどにあります。

不適合安全帯購入の注意

安全帯（墜落制止用器具）の不良品（規格外品）についての注意喚起の情報が出ています。せっかく購入した安全帯が、国が定める規格に適合していないため、使用ができないというものです。

厚生労働省の案内で今確認されている製品は主に○amazonや楽○などの通販で購入した製品で、外国からの輸入品などがあげられています。

詳しく案内は「規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収」として厚生労働省（神奈川支部HP）などのホームページに掲載されていますが、通販でご購入の方、これからご購入をご検討の方はご注意願います。

本部関係のお知らせ

○全国建設業労働災害防止大会について

第59回全国建設業労働災害防止大会については予定通り、10月6日～7日に石川県金沢で開催する予定です。昨年と同様にハイブリッド方式という予定であり、会場は初日が金沢市のいしかわ総合スポーツセンター、専門部会はほかに3会場を予定しています。

参加ご希望の方は最寄りの分会（支部）までお願いします。

詳しい情報は建災防本部のHP、広報誌「建設の安全」に記載されています。

○高度安全機械等導入支援補助金

フルハーネスの買換補助金はなくなりましたが、従来からあった移動式クレーンの安全装置導入に関する補助金が拡充され、車両建設機械等の高度な安全機能を有する機械や作業を無人化する機械等を導入する中小業事業者を支援するための補助金が新設される見込みです。

申込み時期は7月以降になる予定です。詳細は今後建災防本部のHP等で紹介される見込みです。

支部行事予定

正副支部長会議
時：4月12日 15：00
所：411会議室

正副支部長・分会長会議
時：4月21日 15：00
所：311会議室

本部表彰選考委員会
時：4月28日 15：00
所：311会議室

第1回理事会
時：5月18日 15：00
所：講堂

代議員会
時：5月26日 15：00
所：講堂

本部理事会、総代会
時：6月8日 14：05
所：東京プリンスホテル

運営委員会
時：6月10日 15：00
所：講堂

木建協正副会長会議
時：6月16日 16：00
所：講堂控室

建災防神奈川支部ニュース

No.554 令和4年4月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話201-8456 FAX201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

新年度における神奈川労働局の労働行政にかかる重点施策について

建設業労働災害防止協会神奈川支部の皆様におかれまして、日頃から労働基準行政の運営につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新年度が始まり、「新型コロナウイルス感染症」の影響により厳しい経済情勢下の中で、事業活動の展開に向けて会員の皆様方も御多忙を極めておられることと存じます。

今年度の神奈川労働局重点施策は、「新型コロナウイルス感染症まん延により企業労使が被ったダメージの回復にも資する、更なる雇用の維持・安定化」「年齢の上下・性別・障がいの有無・国籍の違い・非正規雇用などの多様性に応じた各種支援」「柔軟な働き方がしやすい環境整備」及び「働きがい・働きやすさのある安全で健康に働くことができる好ましい職場環境づくり」を推進するため、次の3本の柱を掲げています。

- 1 雇用維持・労働移動等に向けた支援やオンライン化の推進
- 2 多様な人材の活躍促進
- 3 誰もが働きやすい職場づくり

今年度、これら3本の柱により展開する神奈川労働局の行政運営方針につきましては、本紙に掲載いただいておりますので是非ご覧ください。

さて、ここからは令和3年の労働災害の現状と建設業労働災害防止対策における今年度の労働基準行政課題について説明いたします。

令和4年2月末日現在（以降の死亡者数及び死傷者数において同じ。）全業種における死亡者数は42人となり、前年同期比で5人の増加、死傷者数については8,525人と、前年同期比で1,359人（+19.0%）の大幅な増加となりました。

死傷者数の約1割は「新型コロナ」関連となっております。

しかしながら、今年度は、第13次労働災害防止推進計画の最終年度であるところ、死亡者数25人以下

かつ死傷者数6,223人以下という目標の達成が危ぶまれる状況にあります。

その中で、建設業にあっては、死傷者数は802人、前年同期比で12人（+1.5%）の増加、死亡者数に至っては20人と前年同期比で**6人増加**しております。

死亡災害の「事故の型」に目を向けますと、例年、「**墜落、転落**」が全数の3割程度以上を占めておりますが、本年も同様に5人で「ワースト1」となっており、今後も引き続き、フルハーネス型墜落制止用器具の確実な使用や足場からの墜落防止措置も含め、「墜落・転落」災害防止の取組強化を図る必要があります。

また、昨年の死亡災害を見ますと「高電圧部への不用意な接近による感電」「つり荷の下への立入り」「傾斜地における貨物自動車の逸走」「ライフジャケット未着用によるおぼれ」「土止めの不備による土砂崩壊」など、災害防止のため最低限、**守るべき基本が守られていなかった**のではないかと考えられる災害が多くみられ、改めて、災害防止のため基本に忠実に作業を行うことの大切さを思い起こさせます。

そこで今年度も、労働災害の多くは「過去に同種の災害が発生しており、対策が分かっている」ものである、という事実を踏まえ、安全の基本を大事にした懇切丁寧な監督指導を実施していくこととしていますので貴協会会員の皆様には御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

話は変わりますが「働き方改革」の推進については、建設業では、**令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用**されることとなっており、引続き懇切丁寧な相談対応及び支援に努めてまいります。

今年度は、**13次防の最終年度**であり、目標達成のため貴協会と力を合わせて建設業における労働災害の減少に力を注いで参りたく、今後とも、当行政に御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

経営首脳者セミナー開催される



建設業労働災害防止協会神奈川支部は、3月10日、令和3年度の経営首脳者セミナーを関内ホール小ホールにて、リモート併用で開催しました。当日は新型コロナウイルス感染防止対策のまん延防止等重点措置期間であったことから、会場の参加者は32名、リモートでの参加者は30名で合計62名でした。



○黒田支部長からは、現在の建設業のおかれている情勢について、建設業での就労者が減少している傾向に触れ「ここ神奈川県でも建設業における有効求人倍率は、

最新のデータで一人の求人者に対して5つの会社で雇いたいという割合ということですが、中でも一昨年、昨年と県民に注目される災害を頻発させてしまったことから言っても建設関連の雇用情勢は強い逆風が吹いていると言わざるを得ません。」と触れ、今回のセミナーの講演にかかる外国人労働雇用に係る安全衛生の問題点について

「ここ数年で発生した建設業における死亡災害において、被災者の何人かは外国国籍方と聞いておりますが、外国人の技能実習制度の理解とともに、言葉の壁という問題点について検証し、我々が今後何を準備していかなければならないのか理解する機会としていただきたい。」と挨拶がありました。

新年度における労働基準行政の重点施策として、神奈川労働局の監督、安全、健康の3課の課長方

からそれぞれの所管の情勢、重点施策等をご説明いただきました。



○佐藤監督課長からは、安全で健康に働くことができる職場づくりとして職場における感染防止対策等の推進、長時間労働の是正、労働条件の確保改善、最低賃金等の賃金改善などについて、さらに治療と仕事の両立支援としてガイドライン、原材料等の高騰に対処するための「パートナーシップによる価格創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」について、最後に労働時間の現状などについて



○千葉安全課長からは、第13次労働災害防止計画の最終年を迎えることから、現在までの達成状況、本年1月2日から適用されている墜落制止用器具（安全带）にかかる留意点、建設業における墜落転落災害について、その他建設工事従事者の安全及び健康確保に関する基本計画などについて

○小沼健康課長からは、職場における新型コロナウイルス感染防止、熱中症予防のキャンペーン、メンタルヘルス対策、石綿障害予防規則の改正ポイント、化学物質関係の新たな規制の動きなどについて

○最後に特別講演として、公益財団法人人材協力機構の実習支援部副部長の酒井康之氏から、「外国人労働者の安全衛生」と題して、外国人労働者をテーマに技能実習制度のあらまし、災害の発生状況、安全衛生の基本的考え方、結核にかかる対応について説明がされました。



○最後に特別講演として、公益財団法人人材協力機構の実習支援部副部長の酒井康之氏から、「外国人労働者の安全衛生」と題して、外国人労働者をテーマに技能実習制度のあらまし、災害の発生状況、安全衛生の基本的考え方、結核にかかる対応について説明がされました。

○最後に特別講演として、公益財団法人人材協力機構の実習支援部副部長の酒井康之氏から、「外国人労働者の安全衛生」と題して、外国人労働者をテーマに技能実習制度のあらまし、災害の発生状況、安全衛生の基本的考え方、結核にかかる対応について説明がされました。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和4年2月末現在

署業種	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
4年	6	2	21	2	5	15	4	5	6	5	6	16	93
前年	5	1	5	2	5	5	6	5	6		5	3	48
	(1)								(1)				2

(注) 労働者死傷病報告による、()内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和4年3月23日現在

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和4年)	前年同期 (令和3年)	前々年同期 (令和2年)	令和3年	令和2年	令和元年
	令和3年のみ速報値					
製造業		1		7	5 (1)	2
建設業	1	3	2 (1)	20 (2)	14 (1)	10 (1)
交通運輸業						1
陸上貨物運送事業		1		1	5 (2)	2 (1)
港湾荷役業						1 (1)
商業	1 (1)	1 (1)		3 (2)	1 (1)	1 (1)
清掃・と畜業	3			1	6 (2)	3 (1)
その他	1 (1)	2		10 (5)	6 (1)	4 (1)
合計	6 (2)	8 (1)	2 (1)	42 (9)	37 (8)	24 (6)

(注) : 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握された速報値であり変動することがあります。()は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。令和元年は平成31年も含みます。

☆2～3月中に判明した死亡災害の概要☆

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
12月 16時頃	木造建築工事 民間 ～9人	はしご等 墜落、転落	<p>【発生状況】 被災者は3階建て木造住宅新築工事で内装工事を行っていたが、高さ2.7mの2階床開口部若しくははしごから墜落した。64～69歳</p> <p>【災害防止のポイント】 1 はしごの使用に当たっては、はしごの上部・下部の固定をしっかりと行い、足下にも転移防止の滑り止めを行い、上端を上端床から60cm以上突き出し、立て掛けの角度を75度程度とすること。 2 通行に当たっては墜落時保護用の保護帽（ヘルメット）を着用すること。 3 2階（高所）の作業床開口部での作業に当たっては、墜落防止設備（手すり、防網等）、命綱等の取付設備と安全带による墜落防止措置を講ずること。</p>



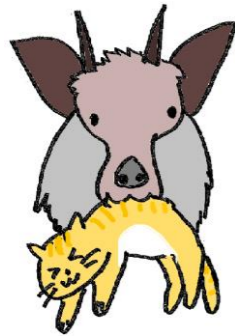
高原の宿にて

寒かった冬も過ぎ去り、ようやく身体を動かすにも
 楽な陽気になってきた。

一人で高原など旅行することが時々あるのだが、新
 緑の季節に八ヶ岳の近くの宿に泊まり、朝食をレスト
 ランで食べていたときのことである。

窓から木々の緑が見えて、小鳥のさえずりも聞こえ
 るすがすがしい朝の中で朝食のひとつを楽しんでい
 たのだが、私以外に、いかにもリタイアをして人生を
 楽しんでいる感じの熟年の夫婦が二組ほど別のテー
 ブルで食事をしていた。

その時、窓の外の木にリスが来て、最初に一組のご
 夫婦がそれに気がつき、もう一組のご夫婦に、おそら
 く初対面だったと思われるが、「リスがいるわよ」と
 声を出し、それがきっかけで二組のご夫婦の間で話が
 弾んでいった。



聞くつもりはなかったが、静
 かな環境だったので、二組の会
 話が耳に入ってきたのだが、片
 方のご夫婦が昨日自然観察のツ
 アーに参加したらしく、そのと
 きに同行してくれたネイチャー
 ガイドが散策中に説明したこ
 とを話し始めた。

話している奥さんがとても衝撃を受けたエピソード
 を語ったのだが、その内容は

「この山にはシカがいて、そのシカがネコを食べるそ
 うなんです。」

それを聞いたもう一組の方の奥さんが

「まあ怖い」

と受け止めて、話が発展していった。そして

「山の中にも猫はいるんですね、でも猫は素早いから
 鹿に捕まるんでしょうか」

などというくだりになって行き、私はそのときに口に
 含んでいた味噌汁を噴き出すのをこらえるのに必死
 だったわけだが、おそらく二組のご夫婦の頭の中には、
 血だらけの猫を啜っている鹿の姿が思い描かれていた
 のではないだろうか。

ここまで読んだ賢明な皆さんは、このご夫婦がどう
 いう勘違いをされていたのか当然おわかりだろうと思
 うのであえて解答は記さない。

ただ言えるのは、どう考えても日本の山の中にそう
 そう鹿のえさになるほどキャットのねこはいないし、
 肉食の鹿というのも聞いたことがない。

元安全管理士のつぶやき Vol.5

～正確に伝えること～



話は変わるが、今はネット社会、なんでもネットで
 済ませる時代で、若い人は特にそういう傾向が強いと
 思われる。

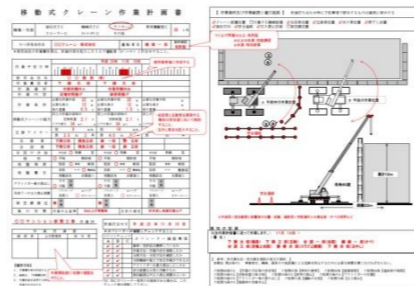
ホテルに予約するときに、若い人はほとんどがネット
 予約をするというが、電話だと起こる言い間違いが
 ネットではないという利点はあるだろう。

それも後に証拠は残るといっただけで、打ち間違いを
 防止できるわけではない、**肝心なことは相手にちゃんと
 伝わったか、大事なことは最後に確認することが大
 切**だろう。

人は言葉でないと考えを伝えることができないが、
 そこには常に伝える側と受ける側に微妙な差が生じて
 しまう、人が聞き取れない環境で話を聞いても内容を
 理解できるのは、前後の関係や経験で情報を補うとい
 う機能があるからという。

昔、クレーンを倒すという大きな事故の調査を担当
 したことがあるが、事故のきっかけは、作業の内容を
 オペに正確に伝えなかったこと、聞いた方も今までの
 経験で思い込みをし、さらにお互いに確認を怠ったこ
 とが主たる原因だった。

法律で危険な作業で大事なことについては書面で打
 ち合わせするなどの正確な方法で伝えるということ
 を義務付けているが、クレーン作業などはクレーンの運
 転者、玉掛者、その荷を受け取る側、荷が通過する直
 下の作業者など複数の者がかわることから、使用する
 場合の計画の作成、クレーンの貸
 与を受ける元請の
 立場から作業の内
 容、指揮の系統、
 連絡、合図等の方
 法などを通知する
 義務が課せられて
 いる。



クレーン作業の計画書

余談ですが、よっぽどその場でそのご夫婦らに間違
 いを伝えようかと思ったが、彼らの子供さんや、お孫
 さんに指摘されて笑い話になるまで、シカが猫を食べ
 ることを信じ込んでいる仲のいいご夫婦が世の中にい
 た方が平和だなと思い、そのまま席を立った。

～令和4年度 神奈川県労働局 幹部職員人事異動名簿～

令和4年4月1日付け

官 職	氏 名	旧 官 職
労働局長	西村 斗利	労働基準局補償課長
総務部長	津崎 僚二	特別支援企画官
総務部総務課長	濱野 裕一	熊本労働局労災補償課長
総務部労働保険徴収課長	磯川 克彦	局補償課 主任労災監察官
雇用環境均等部長	木本 睦子	(異動なし)
雇用環境均等部企画課長	大屋 季之	局賃金室 賃金室長
雇用環境均等部指導課長	山崎 嘉之	(異動なし)
労働基準部長	星野 健一	中災防中部安全衛生サービスセンター所長
労働基準部監督課長	疋崎 雅夫	局企画課 課長
労働基準部安全課長	千葉 幸則	(異動なし)
労働基準部健康課長	小沼 みち子	(異動なし)
労働基準部監督課賃金室長	平本 賢一	小田原署 署長
労働基準部労災補償課長	三浦 安幸	(異動なし)
横浜南労働基準監督署長	齊藤 裕紀	局総務課 総務企画官
副署長	塚田 啓子	(異動なし)
副署長	川上 悦子	局徴収課 課長補佐
鶴見労働基準監督署長	塚田 和男	(異動なし)
副署長	田代 克也	局健康課 衛生専門官
川崎南労働基準監督署長	松本 進吾	川崎北署 署長
副署長	松下 秀巳	局監督課 特別司法監督官
川崎北労働基準監督署長	渋谷 勇一	局健康課 主任衛生専門官
副署長	中田 修司	(異動なし)
横須賀労働基準監督署長	阿部 幸伸	(異動なし)
横浜北労働基準監督署長	安部 昭彦	(異動なし)
副署長	木目田 明	(異動なし)
副署長	多田 義信	藤沢署 副署長
平塚労働基準監督署長	柴田 英彦	鶴見署 副署長
藤沢労働基準監督署長	長瀬 徹也	(異動なし)
副署長	今井 貴久	局補償課 労災訟務官
小田原労働基準監督署長	木村 隆志	横浜西署 副署長
厚木労働基準監督署長	畑野 俊	相模原署 署長
副署長	小山 珠美	(異動なし)
副署長	梅木 敬雄	局補償課 労災監察官
相模原労働基準監督署長	山田 能啓	小田原署 署長
副署長	福田 勝巳	局補償課 労災審査官
横浜西労働基準監督署長	荻野 憲一	(異動なし)
副署長	佐藤 邦彦	局監督課 監察監督官

【基本的考え方】○雇用環境・均等部署、労働基準部署、職業安定部署がそれぞれの専門性を発揮しつつ緊密に連携し、労働局、労働基準監督署及びハローワークが一体となって機動的かつ的確な行政を推進していきます。
○地域のニーズを的確に把握し、地方自治体等と緊密な連携を図っていきます。○労働行政における各種施策の内容や成果等について、労使はもとより国民全体に分かりやすい形での広報に努め、労働環境の整備に向けた気運の醸成を図っていきます。

令和4年度の重点施策

I 雇用維持・労働移動等に向けた支援やオンライン化の推進

- 雇用の維持・在籍型出向の取組を支援します。
- 人材確保対策を推進します。
- ハローワークの職業紹介業務の充実・強化を推進します。
- オンライン化の加速等に伴う能力開発を推進します。

II 多様な人材の活躍促進

- 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進を図ります。
- 新規学卒者等への就職支援を行います。
- 非正規雇用労働者等へのマッチングやステップアップ支援を行います。
- 就職氷河期世代の活躍支援を行います。
- 高齢者の就労・社会参加の促進を行います。
- 障害者の就労促進を行います。
- 外国人に対する支援を行います。



III 誰もが働きやすい職場づくり

- 柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ります。
- 安全で健康に働くことができる環境づくりを図ります。
- 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進を図ります。
- 治療と仕事の両立支援を行います。

I 雇用維持・労働移動等に向けた支援やオンライン化の推進

1 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援

雇用の維持・継続の対策として、引き続き、雇用調整助成金等の周知及び迅速な支給に努めます。また、産業雇用安定助成金により、在籍型出向により労働者の雇用維持に取り組む出向元と出向先双方の事業主を一体的に支援します。

2 人材確保対策の推進

3 ハローワークの職業紹介業務の充実・強化について

II 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

- 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援。
- マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援
- 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援
- 不妊治療と仕事の両立支援
- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への取組支援



2 新規学卒者等への就職支援

○高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援（基準部）

特に、第三次産業において高年齢労働者による労働災害の増加傾向が顕著であることから、「エイジフレンドリーガイドライン」の周知や雇入れ時教育をはじめとする労働者の生涯を通じた安全衛生教育の充実について、指導啓発に取り組めます。

3 非正規雇用労働者へのマッチングやステップアップ支援

- ハローワークの早期再就職に向けた支援
- 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等
- 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

4 就職氷河期世代の活躍支援

5 高齢者の就労・社会参加の促進

少子高齢化が急速に進行する中、我が国の経済社会の活力を維持・向上させるためには、働く意欲がある高齢者が年齢にかかわらず活躍できる社会を実現することが重要です。このため、70歳までの就業確保措置を講ずることを事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法の周知に努めるとともに、高年齢者の処遇改善を行う事業主を支援します。



6 障害者の就労促進

官民間問わず障害者の雇用促進や職場定着を一層推進するほか、多様な障害の特性に対応した適切な就労支援に取り組めます。障害者の法定雇用率未達成企業の指導・助言の強化に取り組むとともに、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、障害者の雇入れ支援等を強化します。

7 外国人に対する支援

- 外国人労働者の適正な労務管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援
 - 外国人労働者に対する就職支援
 - 多言語による労働条件等の相談及び職業相談支援体制の整備
- 労働局及び厚木労働基準監督署に設置されている外国人労働者相談コーナー（英語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語）において、外国人労働者の相談等に対応します。

また、県内6カ所のハローワークに設置された外国人雇用サービスコーナーにおいて、通訳員を配置するとともに、13カ国語に対応した多言語コンタクトセンター等の活用により、多言語に対応した職業相談支援体制の整備を図ります。

○外国人技能実習生の労働条件確保対策の推進

技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対しては、相互通報制度や合同監督・調査など、出入国在留管理機関及び外国人技能実習生機構と連携しつつ、重点的に監督指導を実施します。

III 誰もが働きやすい職場づくり

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備

適正な労務管理下における「良質なテレワーク」の普及促進を図るため、テレワーク相談センター等が行う個別相談及びセミナーの案内、改定されたテレワークガイドラインを周知するとともに、中小企業事業主に対して、テレワークを導入し、雇用管理改善等に効果を上げた場合に「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を支給する支援を行います。

2 安全で健康に働くことができる職場づくり

- 職場における感染防止対策等の推進
- 長時間労働の是正
 - ・生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者への労務管理等の支援を行います。
 - ・自動車運送事業、建設業など上限規制適用猶予業種・業務を対象に、労働時間法制度や取組事例を紹介する説明会を開催して自主的な取組を促進、支援します。
 - ・長時間労働につながる取引環境の見直しに向け、関係省庁と連携して、下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止や下請法違反が疑われる事案への対応に努めます。

○労働条件の確保・改善対策

○労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

※1面に記載

○総合的なハラスメント対策の推進

○迅速かつ公正な労災保険の給付

○新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償の実施

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、迅速かつ的確な調査及び決定を行います。また、労働者等からの相談があった場合においては懇切丁寧に対応するとともに、事業場などに対し請求勧奨の実施について依頼を行います。

3 最低賃金、賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援
- 最低賃金制度の適切な運営

4 治療と仕事の両立支援

- 治療と仕事及び不妊治療と仕事の両立支援に関する取組の促進
- トライアングル型サポート体制の構築
- ハローワークにおける長期にわたる治療等を行いながら就職を希望する方への支援



以上は抜粋です。
各施策の具体的な内容や各種統計等の詳細については神奈川県労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/> をご覧ください